



平成 20 年 12 月 4 日

各 位

横浜市西区みなとみらい 2 丁目 2 番 1 号
株式会社 システムプロ
代表取締役社長 逸 見 愛 親
(コード番号: 2317 東証第一部)
問い合わせ先 常務取締役 国分靖哲
電話番号 045 (640) 1401 (代)
U R L <http://www.systempro.co.jp>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月 4 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 1 月 28 日開催予定の第 26 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の業容拡大に備えて経営体制の強化を図るため、現行定款第 17 条に定める取締役の員数を 7 名以内から 11 名以内に増員するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されますと、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されることとなります。

これに伴い、当社の定款上不要となります株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましても、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされます。

- (3) 決済合理化法施行後の株主権行使の手續に関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするために、現行定款第 10 条につきまして所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 1 月 28 日
定款変更の効力発生日 平成 21 年 1 月 28 日

【別紙】

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
2章 株式	第2章 株式
(株券の発行)	
<u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条 (条文省略)	第8条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u> の作成ならびに備置きその他の株主名簿、 <u>新株予約権原簿</u> 、および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。	3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第9条 当社の株主権行使の <u>手続</u> その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条 ↳ (条文省略)	第10条 ↳ (現行どおり)
第16条	第15条
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第17条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	第16条 当社の取締役は、 <u>11</u> 名以内とする。
第18条 ↳ (条文省略)	第17条 ↳ (現行どおり)
第26条	第25条
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第27条 ↳ (条文省略)	第26条 ↳ (現行どおり)
第35条	第34条
第6章 計算	第6章 計算
第36条 ↳ (条文省略)	第35条 ↳ (現行どおり)
第39条	第38条

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
(新設)	<p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

以上